

第2部 し尿等処理基本計画

第1章

計画の策定にあたって

し尿の理想的な処理は下水道処理であり、本市においては、明治時代から下水道の整備事業を開始し、途中戦争による中断があったものの、着実に下水道の整備拡大を進めてきました。

その結果、令和5（2023）年3月末現在では、下水処理区域（以下、「処理区域」という。）の面積は、市街化区域の96.4パーセントにあたる29,164ヘクタールとなり、市の総人口の99.4パーセントにあたる230万5,900人の市民が下水道を利用できることとなりました。今後も処理区域を拡大していく予定です。

しかし、今後の下水道の普及率の上昇に伴い、くみ取り便所及び浄化槽の設置数は、徐々に減少するものと予測されますが、処理区域にあっても未水洗化家屋が残存している現状から、今後もくみ取り便所及び浄化槽が残るものと予測されます。

このような状況の下で、市民の衛生的な生活環境の確保のため、くみ取り便所のし尿（以下、「し尿」という。）及び浄化槽清掃時に発生する汚泥（以下、「浄化槽汚泥」という。）の処理については、引き続き、その適正処理体制を確保する必要があり、本市のし尿及び浄化槽汚泥処理の施策の基本事項を「し尿等処理基本計画」として定めます。

なお、災害時のし尿処理については、「名古屋市災害廃棄物処理計画」に基づき、適正かつ円滑な処理を実施し、早期の復旧・復興を目指します。

第2章

計画の基本方針

1 処理区域内

処理区域においては、し尿及び浄化槽汚泥の収集を行うとともに、その適正処理の確保を図りつつ、水洗化の普及促進に努めていきます。

2 処理区域外

下水処理区域外（以下、「処理区域外」という。）においても同様に、し尿及び浄化槽汚泥の収集を行うとともに、その適正処理の確保を図ります。

3 計画期間

計画期間は、令和6（2024）年度から令和22（2040）年度までとします。
計画期間中に諸条件の大きな変動があった場合は、適切な見直しを行います。

1 し尿等の処理量の将来予測

(1) 下水道整備

下水道未整備地域については、土地区画整理事業などと整合を図りながら整備を進めています。

(2) し尿等の処理量の将来予測

将来のし尿等の処理量は過去の実績をもとに予測しました。(P91「し尿等の処理量の実績と推計値」を参照)

(単位：キロリットル)

	令和4（2022）年度	令和12（2030）年度	令和22（2040）年度
し尿	8,804	8,475	8,301
浄化槽汚泥	20,804	15,114	12,091

2 水洗化等普及促進

(1) 処理区域内

処理区域においては、水洗化促進のため、引き続き戸別訪問による普及活動を進めるとともに、くみ取り便所等の改造のための助成制度をより一層活用し、普及促進を図っていきます。

(2) 処理区域外

処理区域外においては、下水道整備事業の進捗により対象範囲が狭まりつつあることから、くみ取り便所や浄化槽設置家屋のデータ把握に努め、新たに下水管工事を行う地区への事前説明会の開催等で効率的な普及促進に努めていきます。

3 収集・運搬計画

(1) し尿

ア 体制

現在、し尿の収集及び運搬は、3環境事業所（北・中川・緑）で実施しています。

イ 収集回数等

収集回数は、一般家庭においては、今後とも概ね月2回とし、長期にわたりあらかじめ収集日を予定表でお知らせする計画収集を継続します。また、仮設便所の収集においては、現在の収集申込受付時に収集時期を決定する方法を継続します。

(2) 浄化槽汚泥

浄化槽汚泥の収集及び運搬は許可業者によるものとし、これらの許可業者に対し立入検査等を行い、適正な収集及び運搬が行われるよう指導します。

4 処分計画

(1) 処分方法

自然環境の保全の観点と市民の衛生的な生活環境の確保のため、全量下水道による処分を継続します。

(2) 施設

現在、し尿及び浄化槽汚泥の処分は、3作業場（下飯田・港・内田橋）で実施しており、引き続き安定的な処分を行うために、適切な施設運営に努めていきます。

〈し尿等の処理量の実績と推計値〉

